

令和 8 年度柏原市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設で就労する障害者や在宅就業障害者等の自立及び社会参加を促進し、障害者就労施設や在宅就業支援団体等の受注機会の確保及び障害者就労施設等が供給する物品又は役務（以下「物品等」という。）の需要の増進等を図ることを目的とする。

2 対象とする範囲

この方針の対象とする範囲は、市のすべての機関が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 74 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する者（在宅就業障害者）
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律第 74 条の 3 第 1 項に規定する団体（在宅就業支援団体）

4 調達目標

予算の適正な使用、契約における公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。

5 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組みを行う。

- (1) 障害者就労施設等が提供する物品等の内容などその調達の推進のため

に必要な情報の提供を行う。

- (2) 障害者就労施設等が供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のため行う取組みの支援に努める。
- (3) 物品等の調達に当たっては、次に掲げることに配慮するものとする。
 - (ア) 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努めるものとする。
 - (イ) 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、できる限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮する。
 - (ウ) 物品等の調達について、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期や履行期間の設定に努めるものとする。
 - (エ) 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等との契約が円滑に進むよう、障害者就労施設等に対して性能、規格等必要な事項について、懇切丁寧な説明に努めるものとする。

6 共同受注窓口の活用

共同受注窓口（受注内容に応じて複数の障害福祉サービス事業を行う施設に受注業務をあっせん・仲介する窓口）を活用することについて、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達になっている場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達に準ずるものとする。

7 調達実績の公表

この方針に基づく物品等の調達の実績について、年度終了後に前年度分を集計の上、市ホームページ等により公表するものとする。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から実施する。